

第三次生物多様性国家戦略骨子（事務局案）

前文

最初に生物多様性保全の重要性を一般向けに簡潔に記述。

続いて次の事項について記述。

- ・生物多様性条約と国家戦略
- ・生物多様性国家戦略と新・生物多様性国家戦略
- ・第三次生物多様性国家戦略の策定までの経緯
- ・第三次生物多様性国家戦略の性格・役割
- ・実施状況の点検と見直し

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第 1 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性

第 1 節 生物多様性に支えられている私たちの暮らし

1 生態系サービスの現状

私たちの暮らしを支える生態系サービスの現状をミレニアム生態系評価（MA）も引用しながらわかりやすく説明。食べもの、木材、動物の輸入は、世界の生物多様性を利用していることを簡単に記述。

2 生きもののつながりの中から生まれる食べもの

私たちの暮らしに必要な食べものが、生きものの生息生育環境を創り出している農林水産業を通して水田や森林、海などからもたらされることと生物多様性の関係。

3 暮らしを支える木材などの森林からの恵み

木の文化を持つ国とされ、昔から守り育てられてきた森林、そして暮らしに多様な価値で利用される森林からの恵みと生物多様性の関係。

4 生きものの機能や形の利用

わが国の産業と生物多様性の関係として、医薬品などにおける遺伝資源の利用や生きものの形態や機能に学ぶ技術。

5 日本の文化と生物多様性

日本人の自然観や里地里山などで自然と共生してきた日本の智慧と伝統。生物多様性が文化的な多様性に繋がり、伝統行事、祭り、地域性豊かな伝統食、伝統工芸等を通じて地域の個性と活力にも繋がること。

6 生きものがうみだすきれいな水と空気

酸素の供給や土壌の形成など人間の生存基盤として生物多様性が欠かせないこと。

7 生きものに守られる私たちの暮らし

防災などの観点から生物多様性の保全が長期的な安全性・効率性にも繋がること。

第 2 節 4 つの理念

第 1 節のまとめとして、生物多様性の保全と持続可能な利用のための理念として現行戦略で整理した次の 4 点を提示。

- 1 「人間にとって有用な価値をもつ」
- 2 「豊かな文化の根源となる」
- 3 「人間が生存する基盤を整える」
- 4 「人間生活の安全性を長期的、効率的に保証する」

第 2 章 生物多様性の現状と課題

第 1 節 生物多様性の危機の構造

- 1 深刻な影響（地球温暖化による影響）
生物多様性に深刻な影響を及ぼす地球温暖化による影響。
- 2 3 つの危機
現行戦略で打ち出した 3 つの危機について、依然進行しているため再度提示。また、3 つの危機をさらに深刻にしている要因（生物多様性の理解が進んでいないことや分野横断的取組の不足など）についても記述。
第 1 の危機（人間活動や開発による危機）
第 2 の危機（人間活動の縮小による危機）
第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第 2 節 地球温暖化と生物多様性

- 1 地球温暖化による生態系影響
地球温暖化による生態系への影響について、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）第 4 次報告などによる事例や予測。
- 2 地球温暖化による生物多様性の変化を通じた人間生活への影響
農業等への影響を通じた人間の食糧への影響や、感染症等のリスク増大による人間の健康への影響のおそれ。
- 3 地球温暖化対策と生物多様性
森林や草地など二酸化炭素の吸収源やバイオマス利用など地球温暖化対策と生物多様性の関係。特に地球温暖化対策としての効果と生物多様性の効果の両方について記述。

第 3 節 危機の背景

- 1 戦後 50 年間の急激な開発
第 1 の危機の背景となる戦後 50 年間の急激な開発と生物多様性の変化について記述。
- 2 里地里山における人口減少と資源循環の変化
第 2 の危機の背景ともなり、今後の人と自然の関係を考える上で重要な人口減少や高齢化の進行と資源循環の状況。
- 3 経済・社会のグローバル化
第 3 の危機の背景となる人と物の移動の増大について説明。

第 4 節 生物多様性の現状

- 1 世界の生物多様性
世界の生物多様性について M A、G B O 2（地球規模生物多様性概況第 2 版）も引用しつつ第 1 章第 1 節と重複しないように概説。
- 2 日本の生物多様性
日本の生物多様性の特徴（固有種の割合、大型動物の生息など）。現行戦略策定後に公表されたレッドリストの更新、哺乳類鳥類調査等の結果も引用しながら、近年の日本の生物種の現状を簡潔に記述。生態系、外来種、遺伝的多様性についても記述。
- 3 世界とつながる日本の生物多様性
渡り鳥などを例に、日本の生物多様性がアジアをはじめ世界と繋がっていることを感じられるように。

第 5 節 生物多様性の保全の状況

- 1 生物多様性の保全に係る制度の概要
生物多様性に関する法制度等について簡潔に整理。
- 2 生物多様性の保全に資する地域指定制度の概要
生物多様性から見た国土のあり方を考えるうえで特に重要な地域指定制度の整理とその指定の状況。各種生態系の保護地域による保全状況。

第 3 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

第 1 節 目標と評価

- 1 3つの目標
現行戦略で提示した、「保全」・「絶滅の回避」・「持続可能な利用」の3つの目標を継承。
- 2 生物多様性条約 2010 年目標とわが国の生物多様性総合評価
「2010 年目標」について記述。「2010 年目標」の達成に貢献するうえでの前提となるわが国の生物多様性に関する総合評価を実施することについて、G B O 2 の説明を交えつつ記述。

第 2 節 生物多様性から見た国土のランドデザイン

- 1 国土のあり方を考えるにあたっての基本認識、基本方向
100 年後といった長期的な視野に立った国土のランドデザインを考えるにあたって、踏まえるべき基本的な認識や基本的な方向。
- 2 国土の空間特性に応じたランドデザイン

奥山自然地域

豊かな動植物相を育むエリアとして保全された原生的な天然林や針広混交林等多様な森林。緑の回廊や河川等により海までつながる国土の生態系ネットワークの中核的地域として保全された国立・国定公園や保護林。

里地里山等中間地域

さまざまな生きものが共生するなかで営まれる農林業。環境保全型農業の定着、耕作放棄地の解消。広葉樹林化、長伐期化等による多様で健全な森林。エコツアー、バイオマスなど地域資源の積極的活用。都市住民や企業の参画も得て積極的に手入れされ引き継がれる里地里山と自然の遷移にある程度ゆだねる里地里山。緩衝帯の整備等による鳥獣との共生。

都市地域

コンパクトシティを構成する、都市公園や河川、街路樹、湧水などを軸とした水や緑のネットワーク、明治神宮のような都市の中の森とも呼べる緑地。生きものとふれあえる身近な空間。都市周辺での生物多様性保全活動への参加や持続可能な形で生産された認証製品の消費を通じた都市住民のライフスタイルの転換。

河川・湿原等地域

周辺の湿原や水田等の湿地帯・河畔林も含めた豊かな河川、湖沼の生態系。河川による上流域の森林から海までのつながりの確保。流況・流路などの変動性が確保された自然河川の保全や蛇行の回復等による再自然化の進展。渡り鳥の飛来ルートにある湖沼・湿原等のネットワーク化。

沿岸・海洋域

アザラシやジュゴンの群れが見られる豊かな浅海域。多様な海生生物が生息する自然の恵み豊かな豊饒の里海。豊かな生きものの中での持続可能な漁業の確立。健全な生態系が確保された藻場、干潟の保全、再生、創出。広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりの定着。河川からの土砂の供給増加等による豊かな砂浜の復活。サンゴ礁やウミガメ産卵地の保全等による国境を越えたネットワークの構築。

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第1節 基本的視点

1 科学的認識と予防的順応的態度

科学的な認識やデータの重要性と、生物多様性を完全に理解することはできないということを前提とした謙虚な行動と柔軟な見直しが必要という視点。

2 地域重視

地域における現場での活動の重要性と、地域における生きものやそれに関連した文化と共生した美しい風景・地域づくりが地域の人々の地域の誇り・愛着を呼び、地域の活性化にもつながるという視点。

3 連携と協働

各省庁、地方公共団体、企業、民間団体、専門家、国民などさまざまな立場の人が、共通の理解の下、分担しつつ、連携・協働して活動していく必要があるという視点。

4 社会経済的な仕組みの考慮

生物多様性の保全と持続可能な利用を生業との関わりを含めた社会経済的システムの中に組み込むことが継続的な取組にとって重要という視点。

- 5 広域的な認識
日本だけでなく国際的な認識、個々の地域だけでなく流域一体や周辺地域とのつながりという広域ネットワークの中での位置付けという認識を持つことが重要であるという視点。
- 6 統合的な考え方
自然共生社会・低炭素社会・循環型社会の3つの目指すべき社会や生物多様性の3つの危機は、それぞれが単独で存在しているわけではなく、統合的に捉えていく必要があるという視点。
- 7 長期的な観点
短期的な生産性・効率性だけでなく、生態系サービスを将来世代に引き継ぐという長期的な視野を持つ必要があるという視点。

第2節 基本戦略

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
基本的考え方を示したうえで、戦略的に推進を図るべきものとして以下のような取組を例示。
 - ・生物多様性の広報や市民参加型調査の実施及び官民パートナーシップ
 - ・地方自治体版戦略や企業活動のガイドライン
 - ・教育・学習の推進
 - ・ライフスタイルの転換に向けた提案。
- 2 地域における人と自然の関係を再構築する
基本的考え方を示したうえで、戦略的に推進を図るべきものとして以下のような取組を例示。
 - ・里地里山の保全推進や鳥獣との関係の再構築
 - ・生きものを育む農林水産業と生物多様性の保全
 - ・野生復帰や外来生物対策による多様な野生生物を育む空間づくり
 - ・地域における体験・交流
- 3 森・郷・川・海をつなぐを確保する
基本的考え方を示したうえで、戦略的に推進を図るべきものとして以下のような取組を例示。
 - ・生態系ネットワークと保護地域及び自然再生
 - ・河川・湿原等の保全・再生
 - ・森林の保全・整備
 - ・沿岸・海洋域の保全・再生
- 4 地球規模の視野を持って行動する
基本的考え方を示したうえで、戦略的に推進を図るべきものとして以下のような取組を例示。
 - ・里地里山等における自然との共生のモデルの世界への発信
 - ・生物多様性の総合評価や温暖化影響を含めた総合的なモニタリングの実施
 - ・生物多様性保全施策と地球温暖化対策の統合的推進
 - ・二国間・多国間ネットワークなどの推進

第 2 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた行動計画

第 1 章 国土空間的施策

(広域連携施策)

- 第 1 節 生態系ネットワーク
- 第 2 節 重要地域の保全
- 第 3 節 自然再生
- 第 4 節 農林水産業

(地域空間施策)

- 第 5 節 森林
- 第 6 節 田園地域・里地里山
- 第 7 節 都市
- 第 8 節 河川・湿原等
- 第 9 節 沿岸・海洋

第 2 章 横断的・基盤的施策

第 1 節 野生生物の保護と管理

- 1 絶滅のおそれのある種の保存
- 2 野生鳥獣の保護管理
- 3 生態系を攪乱する要因への対応

第 2 節 遺伝子・微生物・バイオマス資源

- 1 遺伝資源の利用
- 2 遺伝資源の保存と提供
- 3 微生物資源
- 4 バイオマス資源の利用

第 3 節 普及と実践

- 1 普及広報
- 2 国民的な参画及び経済的措置等
- 3 自然とのふれあい
- 4 教育・学習及び人材育成

第 4 節 国際的取組

- 1 アジア等周辺諸国との連携及び国際的リーダーシップの発揮
- 2 生物多様性関連諸条約の実施
- 3 国際的プログラムの推進
- 4 開発途上国等への国際協力

第 5 節 情報整備・技術開発

- 1 生物多様性の総合評価
- 2 調査・情報整備の推進
- 3 研究・技術開発の推進

第 6 節 環境影響評価等

- 1 環境影響評価
- 2 環境影響の軽減